

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：渡航時の陰性証明書の携行）

9月1日、TAPポルトガル航空がサントメ・プリンシペにおける運行を再開しました。これに伴い、サントメ・プリンシペ保健省は、同国渡航時の陰性証明書携行に関する指針を、次のとおり公表しました。

- 1 サントメ・プリンシペへの渡航を希望するすべての乗客は、フライトの3日（72時間）前以内に行われたPCR検査による陰性証明書を携行しなければならない。
- 2 5歳以下の乳幼児を同伴する乗客は、母、父（両親）その他保護者がフライトの3日（72時間）前以内に行われたPCR検査で陰性と診断されていることを条件に、入国できる。
- 3 本措置は、新型コロナウイルス流行の間、効力を有する。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp